

# ひょうご福祉用具・介護テクノロジーフェスティバル 出展規程（1/2）

## 1. 出展申込みの受理・出展可否について

出展者が、主催者の定める手続きを行い、主催者が、出展申込を受領した時点で、申込が受理されたものとします。

ただし、出展内容が展示会の趣旨・目的に沿わない場合や、出展資格を有しないと判断された場合には、出展をお断りすることがあります。

また、出展物の内容、出展ジャンル、出展実績、会場構成などを総合的に考慮し、主催者が出展者を選考のうえ、その結果を通知します。

なお、選考結果および通知内容に関する問い合わせは受け付けておりません。

## 2. 出展料金の請求と支払い方法

主催者は、出展者に対して出展料金の請求書を送付します。

出展者は、請求書に基づき、支払期日までに出展料金全額を主催者指定の口座へ振り込むものとします（支払いは銀行振込のみで、その他の方法は受け付けておりません）。

なお、振込手数料は出展者の負担とします。

## 3. 出展申し込みの取消（キャンセル）

- (1) 出展申込みの取消や内容の変更は原則として認めていません。やむを得ず出展の取消・変更を行う場合は、主催者へ連絡し、承諾を得てください。
- (2) 出展料金の支払い後に、出展の取消があった場合、理由の如何を問わず、出展料金の返金はできません。
- (3) 出展者が、下記のいずれかに該当する場合、主催者は予告なく出展を取り消すことがあります。
  - ① 出展企業・出展者・共同出展者が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋等と判明した場合
  - ② 出展内容が、展示会の趣旨・目的に沿わない場合
  - ③ その他、出展が著しく不適応と認められる場合
  - ④ 出展料金を支払期日までに完納しない場合
  - ⑤ 出展規程・趣意書等に記載の事項に違反し、主催者の催告にもかかわらず改善が認められない場合

## 4. 小間位置の決定

- (1) 小間位置は、出展物の内容、出展ジャンル、出展実績、会場構成等を考慮し、主催者が決定し、後日通知します。出展者は小間位置に関する苦情や出展取消等を申し出ることはできません。
- (2) 主催者は、消防法令上の必要性や展示効果向上のため、小間図面を変更し、小間を再配置することがあります。その際、出展者は、小間位置変更に関する損害賠償を請求することはできません。

## 5. 小間の転貸等の禁止

出展者は、割り当てられた小間の全部または一部を第三者に譲渡・貸与または出展者間で交換することはできません。

## 6. 出展物及び展示装飾に関する規制と撤去・搬出

- (1) 小間内の出展物・装飾物等が、出展趣意書に記載されている期日内に撤去・搬出されない場合、主催者は、出展者の費用負担により、撤去・搬出を行うことがあります。
- (2) いかなる方法でも、近隣の小間の妨げとなる小間の造作はできません。  
苦情が生じた場合、または主催者が小間装飾などの変更が必要と判断した場合には、出展者は、主催者の指示に従うものとする。なお、変更が発生する費用は出展者の負担とします。
- (3) 主催者は、展示会の趣旨・目的等の観点から問題があると判断した出展物や装飾について、規制または撤去を指示する権限を有するものとします。
- (4) 厚生労働省の許認可を受けていない出展物について、効果・効能を標榜することを禁止します。  
この場合、主催者は輸送費・展示費等の負担や出展料金の返金について、一切の責任を負わないものとします。

## ひょうご福祉用具・介護テクノロジーフェスティバル 出展規程（2/2）

### 7. 出展物の管理と免責

主催者は、天災、不可抗力、盗難、紛失、その他あらゆる原因により生じた出展物・備品の損失または損害について、一切その責任を負わないものとします。

出展物および、備品の管理は、出展者の責任において、万全を期してください。

### 8. 損害賠償

出展者は、出展者自身または出展者が指定した業者等の代理人の不注意その他の理由により、展示会場設備、展示会建築物、人身等に損害を与えた場合、その一切の責任を負うものとします。

出展者は、保険へ加入するなど、十分な対策を講じてください。

### 9. 展示会中止時の対応

主催者は、天災その他の不可抗力により展示会の開催が著しく困難となった場合、会期・会場の変更、展示規模の縮小、または開催を中止することがあります。

主催者は、この決定および実行により出展者に生じた損害や費用増加、その他の不利な事態について、一切の責任を負わないものとします。

#### (1) 会期変更の取り扱いについて

出展申込みは、変更後の会期等についても有効とし、会期変更を理由とした出展取消はできません。

#### (2) 出展料金の返金について

主催者が、展示会開催を事前に中止した場合、既納出展料金規定の金額を返金します。

なお、銀行振込手数料は出展者の負担とします。

また、会期変更（延期等）を行った場合の既納出展料金の返金はいりません。

※不可抗力：戦争、暴動、反乱、内乱、テロ、火災、爆発、洪水、盗難、害獣等による損害、ストライキ、立入制限、天候、第三者による差止行為または規制など、主催者のコントロールが及ばないあらゆる原因をいいます。

展示会開催中止を決定した日	返金の割合
2026年4月後半頃 (出展料金の請求書発行日)	100%
出展料金の請求書発行日の翌日～支払期日	80%
支払期日～6月30日	50%
7月1日～7月21日	30%
7月22日～7月24日	0%

※請求書発行日および支払期日は、出展者に対し発行する「ひょうご福祉用具・介護テクノロジーフェスティバル2026 特別展示会 出展料請求書」に日付を記載します。

### 10. 規程の順守

出展者は、本出展規程をはじめ、主催者が定める諸規程を遵守することに同意のうえ、出展申込みを行うものとし、この点において将来いかなる時点においても異議を申し立てないものとします。

また、出展者は、会場施設に適用されるすべての消防および安全に関する法規・注意事項を順守しなければなりません。さらに出展者は、主催者が定める全ての規定を本展示会及び出展者の利益を保護するためのものと理解し、その実施に協力するものとします。